

## 岩見沢市印鑑条例の一部を改正する条例の概要

### 第1 改正の趣旨

印鑑登録証明書の交付手続上、従来、窓口申請においては印鑑登録証の提示を必要としているが、マイナンバーカードの普及が進んだ現在、コンビニ交付と同様にマイナンバーカードの提示により印鑑登録証明書の交付を可能としてほしいなど、窓口対応において数多く要望を受けている。

のことから、窓口業務改革の先進都市を参考として、手続の見直しを行い、申請者の利便性の向上を図る。

### 第2 改正の内容

窓口において印鑑登録証明書の交付を申請する場合、印鑑登録証を添えて申請する必要があるが、登録者が自ら申請する場合、本人確認ができる所定の書類を提示することにより、印鑑登録証の提示を省略して申請することができるものとする。

### 第3 施行期日

令和7年2月1日

## 岩見沢市条例第28号

岩見沢市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月13日

岩見沢市長 松野 哲

### 岩見沢市印鑑条例の一部を改正する条例

岩見沢市印鑑条例(昭和51年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「持参」を「提示」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、登録者が自ら申請する場合で、規則で定める書類の提示があったときは、登録証の提示を省略して申請することができる。

第14条第2項中「、登録証及び印鑑票と照合し」を削る。

第15条第1号中「とき」を「とき(第14条第1項ただし書に定める場合において、規則で定める書類の提示がないとき)」に改める。

### 附 則

この条例は、令和7年2月1日から施行する。